

事務連絡  
令和元年12月23日

障害者就労施設各位

岐阜県セルフ支援センター所長

### 出店販売施設募集について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は当センターの事業推進に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記内容の販売イベントが開催されます。つきましては、出店販売施設を募集しますので、出店を希望される場合は期日までにFAXにてお申し込みください。

#### 記

イベント名	2019年度岐阜県民生委員児童委員研修会《中濃会場》
出店規模	出店施設5施設（屋内）
販売日時	令和2年2月18日（火）9：30～13：15
場所	「可児市福祉センター」1階 ホール前ホワイエ
申し込み〆切	令和2年1月22日（水）必着
備考	○販売機・イスは各自でご用意して下さい。 ※販売会場が狭いため、1施設販売機1本、イス2脚の使用とさせていただきます。 ○イベント参加者（予定） ・経験年数3年未満の民生委員・児童委員 関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、 富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、 東白川村、御嵩町 ※研修会参加定員数（予定）：350名

#### ◎コンプライアンス（法令遵守）

- ・価格表示をすること。
- ・販売物品や食品は「食品衛生法」や「薬機法」等に反しないものであり、「食品表示法」「家庭用品品質表示法」等の必要な表示を行うこと。
- ・全ての販売物には、製造物責任法（通称PL法）が適用されます。

### ◎お申し込み方法

『2019年度イベント出店申込書』に必要事項をご記入のうえ、申込〆切日までに下記の番号にFAXしてください。

FAX 番号 058-275-4888

### ◎販売方法について

各施設の販売員による対面販売、個別会計でお願いします。

### ◎出店施設の選定と連絡について

イベント主催者と協議の上、出店施設と内容、規模を決定します。出店の可否については、応募施設すべてにFAXで連絡をさせていただきます。ご不明な場合は事務局担当者までお問い合わせください。

### ◎利用料について

当センターより斡旋を受け、販売を実施した際、当センター設置規則第5条にもとづき、販売斡旋利用料として売上金額の5%を後日請求させていただきます。



※上記の写真は、イメージです。

岐阜県セルフ支援センター事務局（担当：飯田）

TEL 058-273-1111 FAX 058-275-4888

（内線：2526）

# 2019年度イベント出店申込書

イベント名	2019年度 岐阜県民生委員児童委員研修会《中濃会場》				
期 日	令和2年2月18日（火）				
施 設 名	【施設名】 【住 所】				
連 絡 先	TEL（ ） FAX（ ） 記入者名（ ）				
販 売 員	合 計_____名 （当日販売責任者名：_____） 【内訳】①職員_____名 ②利用者_____名 ③その他_____名 (うち車いす利用者_____名)				
販売内容		商品名	単価（税込）	個数	備考
	1		@		
	2		@		
	3		@		
	4		@		
	5		@		
	6		@		
	7		@		
	8		@		
	9		@		
10		@			
特 記 事 項	※販売促進の行為等があれば記入してください。				

岐阜県セルフ支援センター行き

FAX 058-275-4888